北秋田市業務委託スライド制度適用の手引き

本手引きは、北秋田市（以下「委託者」という。）が発注する複数年にわたる委託契約において、契約期間中に労務単価等が公的な賃金水準以上変動した場合に、委託者又は受託者の請求により２年目以降の残履行期間分の契約金額を変更する制度の適用に関して、賃金水準の変動による契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算出方法や委託者と受託者との協議手続等を示すものです。

１　適用対象契約

（１）　複数年にわたる委託契約で、直接人件費の割合が高く、人件費単価が低い、下記のアからオに該当する業務契約とする。ただし、基準日以降、残り履行期間が２か月以上ある契約に限ります。（※基準日の考え方は「４　請求日及び基準日について」に記載）

ア　建築物の清掃業務
イ　警備業務（機械警備を除く）
ウ　施設の運営・管理業務
エ　廃棄物等の収集・運搬業務
オ　その他人的労働が中心となる業務

（２）　対象経費

本制度による契約変更の対象となる経費は、基準日以降の残業務量における人件費相当額とし、従業者人数の変更等による数量変動は対象としません。

（３）　請求条件

以下の全ての条件に該当する場合に適用します。

ア　履行開始日から 12 月を経過した日以降に行う請求であること。
　ただし、契約期間中に複数回スライド請求を行う場合は、前回のスライド請求をを行った際の基準日から、12 月を経過した日以降に行う請求であること。
イ　履行期限日の 60 日前までに行う請求であること。
ウ　スライド特記仕様書記載の賃金水準が変動していること。

（４）　変動条件等

変動前の残委託金額と変動後の残委託金額との差額が、変動前の残委託金額の 100 分の１を超えている場合に契約変更します。なお、請求者の負担としては、変動前残委託金額の 100 分の１とします。

２　入札公告等における明示方法

（１）　本制度の対象となる契約は、入札公告等にスライド条項の対象契約であることを明示するとともに、「賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項」（別紙１。以下「スライド条項」という。）、「「賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項」に係る特記仕様書」（別紙２。以下「スライド特記仕様書」という。）及び「入札に当たっての注意事項（業務委託スライド制度の案内）」（別紙３）を添付します。このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法及びどのような基準（賃金水準）で契約変更を行うかを明示します。

（２）　入札公告等に、スライド対象契約である明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。また、スライド対象契約であるか否かは契約相手先選定時の入札や見積合わせ等に影響を及ぼす恐れがあることから、スライド対象契約でないものを契約締結後において、変更契約などによりスライド対象契約とすることはできません。

（３）　スライド特記仕様書において、「受託者から提出された内訳書による算出」を委託者が選択している場合は、契約締結時に人件費相当額を記載した内訳書の提出が必要となります。

３　契約締結時の注意点

（１）　契約締結の際には、契約約款に本制度に係る条文（「（賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項）第〇〇条 賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項については、別紙に定めるところによる。」）を設けた上で、契約書にスライド条項及びスライド特記仕様書を添付します。

（２）　スライド特記仕様書において「受託者から提出された内訳書による算出」の方法を選択した場合は、受託者には契約締結時に人件費相当額を記載した内訳書を提出していただきます。なお、受託者から提出された内訳書の人件費相当額が著しく不合理であると委託者が判断した場合は、委託者は受託者に対して説明を求めることができるものとします。

４　請求日及び基準日について

（１）　請求日　受託者が本制度による契約金額の変更について書面により請求し、委託者が受理した日とします。また、請求は、履行開始（又は前回の基準日）から 12 月を経過した日以後に可能となります。詳細は、１(３)請求条件を参照ください。

（２）　基準日　請求日の属する月の初日を原則とし、契約変更額（以下「スライド額」

という。）を算出する基準となる日のこととします。 なお、請求日の属する月の初日により難い場合は、請求日の属する月の初日以降の日で委託者が定める日とします。

5　スライド額の協議

（1）　スライド協議の請求

スライド協議の請求は、履行開始日から 12 月（２回目以降は前回スライド基準日から 12 月、以下同じ。）を経過した日以後から可能です。スライド条項に基づき契約金額の変更 を求める場合は、請求可能日になりましたら、速やかにスライド協議の請求を書面（参考書式１）にてご提出ください。なお、請求に際しては、履行期限日の 60 日前までに請求する必要があります。

（2）　基準日及び協議開始予定日の設定

委託者は、受託者からスライド協議の請求を書面で受理した場合は、基準日及びスライド額を協議する予定日（「協議開始予定日」という。）を定め、委託者から受託者に対し、請求日の翌日から起算して、原則 10 日以内（北秋田市の休日を定める条例（平成 17 年条例第２号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に書面（参考書式２）により通知することとします。なお、基準日は、原則として、請求日の属する月の初日としますが、それにより難い場合は、請求日の属する月の初日以降の日で委託者が定めて通知します。

（3）　残業務量の確認

基準日時点における残業務量を確定させるため、委託者は、受託者に基準日前日までの履行状況等を書面等により報告していただく等、履行済業務量及び残業務量を確認します。

（4）　スライド額の算出

委託者は、スライド特記仕様書で明示した算出方法にて、スライド額を算出します。

（5）　スライド額の協議

算出したスライド額について、委託者と受託者で書面（参考書式３）により協議を行います。内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日の翌日から起算して原則 10 日以内（休日を除く。）の日とする。以下同じ。）までに承諾書（参考書式４）を提出してください。回答期日までに承諾書が提出されない場合は、スライド条項第１条第３項ただし書きの規定に基づき、委託者から受託者に対し、書面（参考書式５）によりスライド額を通知します。

（6）　再スライドについて

２回目以降の再スライドについても、上記（１）から（５）までと同様に取り扱

います。

6　スライド額の算出

（1）　スライド額の算出式 スライド額の算出式は、次のとおりです。

スライド額＝Ｐ２－Ｐ１－請求者負担

Ｐ１：変動前残委託金額 …基準日における残業務量部分に相応する委託金額

Ｐ２：変動後残委託金額 …変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額

請求者負担：Ｐ１×1／100

賃金水準：スライド額算出の基礎となる次のいずれかの公的な指標とし、スライド特記仕様書に明示したものとします。

ア　公表された労務単価（国や県等で定める労務単価）

イ　秋田県最低賃金（秋田労働局が公表する秋田県における最低賃金）

ウ　その他（労務単価や秋田県最低賃金以外に、国又は県等が定める公的な指標）

※　Ｐ２とＰ１との差額が請求者負担を超えない場合は、スライド額を０円とし、書面に記載し協議を行います。この場合、契約変更は行いません。

【イメージ】

スライド額	＝	変動後契約金額（未履行分）（P2） ●設計積算の場合 ・最新労務単価等による設計積算×落札率 ●見積り積算の場合 ・変動前契約金額×賃金等変動率	－	変動前契約金額（未履行分）（P1）	－	請求者負担分（P1×1/100） ※変動前契約金額の 1%

（2）　算出方法について 具体的な算出におけるＰ１及びＰ２については、以下のア又はイのうち、スライド特記仕様書において委託者が指定する方法によります。

ア　市設計書による算出

Ｐ１＝Ｚ１×落札率

Ｐ２＝Ｚ２×落札率

Ｚ１：市の積算金額から基準日における履行済部分に相応する積算金額を控除した金額

Ｚ２：基準日の賃金水準を基礎として算出したＺ１に相応する額

落札率：当初契約金額／予定価格

イ　受託者から提出された内訳書による算出

契約締結時に受託者から人件費相当額が記載された内訳書を提出いただき、当該内訳書を基にスライド額を算出します。

Ｐ１：受託者から提出された内訳書のうち残業務量部分に相応する契約金額

Ｐ２：Ｐ１＋（Ｌ×賃金水準変動率）

Ｌ：受託者から提出された内訳書のうち残業務量部分における人件費相当額

賃金水準変動率：[変動後賃金水準(基準日の賃金水準)－変動前賃金水準(開札日の賃金水準)]／変動前賃金水準(開札日の賃金水準)

※賃金水準の変動に伴う契約変更を既に行っている場合は、上記「開札日」は「前回契約変更時」と置き換えます。

（３）　単価契約について

単価契約については、未履行数量に対応する変動後の残推定総金額と変動前の残推定総金額との差額が、変動前の残推定総金額の 100 分の１を超えている場合に契約変更します。また、契約変更を行う場合は、原則として契約単価ごとにスライド額（単価）を算出します。スライド額（単価）の算出に当たっては、原則として６（２）イに準じた手続として、受託者から契約単価ごとの人件費相当額を提出していただき、当該人件費相当額に賃金水準変動率を乗じた額から、請求者負担（変動前単価の 100 分の１とする。）を控除します。ただし、契約単価のうちの人件費相当額を受託者が提出することが困難な場合や、市の積算に基づき人件費相当額割合の算出が可能な場合等は、市の積算に基づく人件費相当額を採用することができることとします。

（４）　その他留意事項

ア　再スライドの請求を行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における委託金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。

イ　スライド額の算出に当たり、消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた１円未満の端数については切り捨て処理を行い、落札率及び賃金水準変動率の計算については、小数点以下第８位を四捨五入して算出します。なお、それ以外（変動額、請求者負担分等）の計算時に生じた１円未満の端数については、四捨五入の処理をします。

ウ　随意契約により契約を締結した場合においては、本手引き中「落札率」とあるのは「契約率」と、「開札日」とあるのは「見積書の提出日」と読み替えます。

７　契約変更

委託者と受託者との協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

８　導入時期

本制度は、令和９年４月１日以降に契約を締結する案件を対象とします。なお、スライド協議の請求は履行開始日から 12 月を経過した日以後に可能となるため、本制度に基づく契約金額の変更は、令和 10 年度からとなります。

（別紙１）　賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項

第１条　委託者又は受託者は、履行開始の日から 12 月を経過した後、履行期間内において日本国内の賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。ただし、当該請求は、請求の日から履行期限までの期間が 60 日以上ある場合に限り、行うことができる。

２　委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託金額（基準日（請求があった日の属する月の初日とする。ただし、委託者が別に定めたときは、その日とする。以下同じ。）における残業務量部分に相応する委託金額をいう。以下同じ。）と変動後残委託金額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前残委託金額 に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残委託金額の 100 分の１を超える額につき、契約金額の変更協議に応じなければならない。

３　変動前残委託金額及び変動後残委託金額の算出方法は別紙「「賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項」に係る特記仕様書」に定めることとし、当該方法により算出した契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）を委託者と受託者とが協議して定める。ただし、スライド額について受託者から承諾が得られない場合にあっては、委託者がスライド額を定め、受託者に書面で通知する。

４　本条第１項の規定による請求は、本特約条項の規定により契約金額の変更を行った後に再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始の日」とあるのは、「前回基準日」とするものとする。

５　その他、必要な事項については、委託者と受託者とが協議して定める。

（別紙２）

「賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項」に係る特記仕様書

本業務委託契約は賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）を適用する契約であり、本特記仕様書は、スライド条項第１条第３項に基づき定める。

１　スライド条項に基づき本契約のスライド額を算出する方法は次のとおりとする。

□　市設計書による算出

・　この場合の、スライド条項第１条第２項の変動前残委託金額は、市の積算金額から基準日における履行済部分に相応する積算金額を控除した金額に落札率を乗じた額とし、同条第２項の変動後残委託金額は、基準日時点の賃金水準を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額に落札率を乗じた額とする。

・　変動後残委託金額と変動前残委託金額との差額から請求者負担（変動前残委託金額の 100 分の１とする。）を控除した額をスライド額とする。ただし、変動後残委託金額と変動前残委託金額との差額が請求者負担を超えない場合、スライド額は０円とする。

□ 受託者から提出された内訳書による算出

・　この場合の、スライド条項第１条第２項の変動前残委託金額は、受託者から提出された内訳書のうち残業務量部分に相応する契約金額とし、同条第２項の変動後残委託金額は、受託者から提出された内訳書のうち残業務量部分における人件費相当額に基準日時点の賃金水準変動率（変動後と変動前の賃金水準の差額を変動前の賃金水準で除したもの）を乗じたものと、変動前残委託金額との合計とする。

・　変動後残委託金額と変動前残委託金額との差額から請求者負担（変動前残委託金額の 100 分の１とする。）を控除した額をスライド額とする。ただし、変動後残委託金額と変動前残委託金額との差額が請求者負担を超えない場合、スライド額は０円とする。

・　受託者から提出された内訳書の人件費相当額が著しく不合理な場合と委託者が判断する場合は、委託者は受託者に対して説明を求めることができるものとする。

２　本業務委託契約における賃金水準は、次のものをいう。

□　労務単価(該当労務単価：　　)

□　秋田県最低賃金

□　その他（　　）

（別紙３）

入札に当たっての注意事項

本案件は、「業務委託におけるスライド制度」を適用する契約です。本案件は、労務単価等の公的な賃金水準が一定以上変動した場合に、２年目以降の契約金額を変更することができます。

本案件の契約変更に用いる変更金額（以下「スライド額」という。）の算出方法や賃金水準は、「「賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項」に係る特記仕様書」をご確認ください。

また、以下の留意点をご確認の上、入札へのご参加をお願いします。

【業務委託におけるスライド制度の留意点】

（１）スライド額の算出について

本制度により契約変更の対象となる経費は、基準日以降の残業務量における人件費相当額とします。また、スライド額の算出式は、次のとおりです。

スライド額＝Ｐ２－Ｐ１－請求者負担

Ｐ１…基準日における残業務量部分に相応する委託金額

Ｐ２…変動後の賃金水準を基礎として算出したＰ１に相応する額

請求者負担・・・Ｐ１×１／100

（２） スライド協議の請求について

請求に当たっては、履行開始日から 12 月を経過した日以後行うことができます。

※　また、履行期限日の 60 日前までに行う必要があります。

※　複数回スライド請求を行う場合は、前回基準日から１２月を経過した日以後となります。

（参考書式１）

年　月　日

北秋田市長　　様

受託者
所在地
称号又は名称
代表者氏名　　印

賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項の
規定による契約金額の変更について（請求）

下記の契約について、賃金水準の変動により契約金額が不適当となったため、賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項の規定により契約金額の変更を請求します。

なお、本契約変更請求から契約変更が完了するまでの期間については、履行済分の支払いを従前の契約金額にて請求しますが、契約変更完了後に、基準日以降の履行済部分におけるスライド額を請求します。

記

１　契約件名
（契約番号）
２　契約金額
３　契約確定日
４　契約期間

（備 考）

・　本請求は、履行開始日（同一契約内で２回目以降の請求を行う場合は、前回の基準日）から 12 月経過した日以後に行うことができる。
・　基準日は、原則として請求日の属する月の初日とする。また、それにより難い場合は、請求日の属する月の初日以降の日で委託者が定める。
・　本請求に当たっては、履行期限日の 60 日前までに請求すること。

（参考書式２）

（文書番号）

年　月　日

（受託者宛）

様

北秋田市長

賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項
の請求に係る基準日及び協議開始予定日について（通知）

年 月 日付で請求のあった「賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項の規定による契約金額の変更（請求）」については、下記のとおり基準日及びスライド額の協議開始予定日を定めましたので通知します。

記

１　契約件名
（契約番号）

２　基準日　　年　月　日

３　協議開始予定日　　年　月　日

（参考書式３）

文書番号
年　月　日

（受託者宛）
様

北秋田市長

賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第３項
の規定によるスライド額について（協議）

年　月　日付で請求のあった「賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項の規定による契約金額の変更（請求）」について、同条項第１条第３項の規定により、下記のとおり協議します。
ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。
なお、本協議に基づき契約変更を実施する場合は、本制度の趣旨を十分ご理解いただき、従事する労働者への支払い等を適切に行っていただきますよう、お願いいたします。

記

１　契約件名
（契約番号）
２　変動前残委託金額（税抜）　　円
３　変動後残委託金額（税抜）　　円
４　スライド額（税込）　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）
５　回答期日　　年　月　日

（備考）
変動前残委託金額と変動後残委託金額の差額が、変動前残委託金額の 100 分の１を超えない場合は、スライド額を０円と表記する。

（参考書式４）

年　月　日

北秋田市長　　様

受託者
所在地
称号又は名称
代表者氏名

承 諾 書

年 月 日付（※文書番号を記載）により協議があったスライド額については、下記のとおり承諾します。

１　契約件名
（契約番号）

２　変動前残委託金額（税抜）　　円

３　変動後残委託金額（税抜）　　円

４　スライド額（税込）　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）

（参考書式５）

文書番号
年　月　日

（受託者宛）
様

北秋田市長

賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第３項
の規定によるスライド額について（通知）

年 月 日付（文書番号）によりスライド額の協議をしましたが、回答期日までにご承諾をいただけませんでした。

ついては、本特約条項第１条第３項の規定により、スライド額を下記のとおり定めましたので通知します。

記

１　契約件名
（契約番号）

２　スライド額（税込）　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）

記載例

（参考書式１）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北秋田市長　　様

受託者
所在地
称号又は名称
代表者氏名　　印

賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項
の規定による契約金額の変更について（請求）

下記の契約について、賃金水準の変動により契約金額が不適当となったため、賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項の規定により契約金額の変更を請求します。

なお、本契約変更請求から契約変更が完了するまでの期間については、履行済分の支払いを従前の契約金額にて請求しますが、契約変更完了後に、基準日以降の履行済部分におけるスライド額を請求します。

記

１	契約件名	〇〇〇〇業務委託
	（契約番号）	（00-00000）
２	契約金額	〇〇〇〇〇〇円
３	契約確定日	令和〇年〇月〇日
４	契約期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

（備　考）

・　本請求は、履行開始日　（同一契約内で２回目以降の請求を行う場合は、前回の基準日）から 12 月経過した日以後に行うことができる。
・　基準日は、原則として請求日の属する月の初日とする。また、それにより難い場合は、請求日の属する月の初日以降の日で委託者が定める。
・　本請求に当たっては、履行期限日の 60 日前までに請求すること。

記載例

（参考書式２）

文書番号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇会社
〇〇　〇〇　　様

北秋田市長

賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項
の請求に係る基準日及び協議開始予定日について（通知）

〇年〇月〇日付で請求のあった「賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項の規定による契約金額の変更（請求）」については、下記のとおり基準日及びスライド額の協議開始予定日を定めましたので通知します。

記

１　契約件名　　〇〇〇〇業務委託
（契約番号）　　（00-00000）

２　基準日　　令和〇〇年〇〇月〇〇日

３　協議開始予定日　　令和〇〇年〇〇月〇〇日

記載例

（参考書式３）

文書番号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇会社
〇〇　〇〇　　様

北秋田市長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条第３項
の規定によるスライド額について（協議）

〇年〇月〇日付で請求のあった「賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項の規定による契約金額の変更（請求）」について、同特約条項第１条第３項の規定により、下記のとおり協議します。
ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。
なお、本協議に基づき契約変更を実施する場合は、本制度の趣旨を十分ご理解いただき、従事する労働者への支払い等を適切に行っていただきますよう、お願いいたします

記

１　契約件名　　〇〇〇〇業務委託
（契約番号）　　（00-00000）
２　変動前残委託金額（税抜）　〇〇〇〇〇〇円
３　変動後残委託金額（税抜）　〇〇〇〇〇〇円
４　スライド額（税込）　　〇〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　〇〇〇〇円）
５　回答期日　　令和〇〇年〇〇月〇〇日

（備考）変動前残委託金額と変動後残委託金額の差額が、変動前残委託金額の 100 分の１を超えない場合は、スライド額を０円と表記する。

記載例

（参考書式４）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北秋田市長　　様

受託者
所在地
称号又は名称
代表者氏名

承　諾　書

〇年〇月〇日付（※文書番号を記載）により協議があったスライド額については、下記のとおり承諾します。

１　契約件名　　〇〇〇〇業務委託
（契約番号）　　（00-00000）
２　変動前残委託金額（税抜）　〇〇〇〇〇〇円
３　変動後残委託金額（税抜）　〇〇〇〇〇〇円
４　スライド額（税込）　　〇〇〇〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　〇〇〇円）

記載例

（参考書式５）

文書番号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇会社
〇〇　〇〇　　様

北秋田市長

賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る特約条項第１条第３項
の規定によるスライド額について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（文書番号）によりスライド額の協議をしましたが、回答期日までにご承諾をいただけませんでした。

ついては、本特約条項第１条第３項の規定により、スライド額を下記のとおり定めましたので通知します。

記

１　契約件名　　〇〇〇業務委託
（契約番号）　　（00 - 000000）

２　スライド額（税込）　　〇〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　〇〇〇円）